

令和 7 年 度

定期監査・行政監査結果報告書

令和 8 年 3 月

さぬき市監査委員

令和7年度定期監査及び行政監査の結果について

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づく定期監査及び行政監査

2 監査対象

財務に関する事務の執行及び行政事務の執行

(1) 令和6年度分

(2) 令和7年度（4月1日から基準日まで）

① 実地監査に関する基準日・・・令和7年9月30日

② 各課等対象監査に関する基準日・・・令和7年11月30日

3 監査の評価項目

予算、議決、法令等に基づく適正性のほか、経済性、効率性及び有効性に主眼を置き、予算の執行状況、事務事業の執行と管理運営等について監査を実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果を挙げる。）及び第15項（組織及び運営の合理化等）の規定の趣旨に則って事務事業が実施されているかに重点を置いた。

また、市の内部統制（リスク・マネジメントの業務上のリスクや手順が見える形にし、危険を予防・抑制するためのリスク管理の手法）に注視して監査を実施した。

4 監査の主な実施内容

さぬき市監査基準に準拠したうえで、監査の評価項目に基づき、監査対象部署に対し、監査調書及び関係書類の提出を求め、事務調査及び実地監査を行い、また、関係職員からの事情聴取を行って実施した。

5 監査日程

(1) 監査期間

令和7年11月20日から令和8年1月30日まで

(2) 監査実施日及び実施場所

① 実地監査

実施月日	対象施設・実施場所	所管課等	
11月20日	大川農村環境改善センター	建設経済部	農林水産課
	大川体育館	教育委員会局 教育事務局	生涯学習課
	大川公民館		
	津田公民館	総務部	総務課
公文書館			

② 各課等監査

実施月日	部 署 名 等	実 施 場 所	
1月19日	教育委員会事務局	教 育 総 務 課	寒川第2庁舎 2階会議室
		学 校 教 育 課	
		生 涯 学 習 課	
1月20日	市 民 部	総 合 支 所	寒川庁舎1階 多目的ホール
	健 康 福 祉 部	福 祉 総 務 課	
		長 寿 介 護 課	
1月22日	健 康 福 祉 部	国 保 ・ 健 康 課	
		子 育 て 支 援 課	
		幼 保 こ ど も 園 課	
	津 田	診 療 所	津田診療所
1月23日	市 民 部	生 活 環 境 課	本 庁 室 4階会議室
		市 民 課	
		税 務 課 【 債 権 管 理 室 】	
		人 権 推 進 課	
1月26日	市 民 病 院	総 務 管 理 課	市 民 病 院 2階会議室
		経 営 企 画 課	
	会 計 管 理 者	会 計 課	
	建 設 経 済 部	下 水 道 課	
	議 会 事 務 局	議 事 課	
	監 査 委 員 事 務 局		
1月27日	総 務 部	秘 書 広 報 課	本 庁 室 4階会議室
		危 機 管 理 課	
		財 産 活 用 課	
	プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 室		
1月29日	建 設 経 済 部	商 工 観 光 課 【 観 光 推 進 室 】	
		都 市 整 備 課	
		農 林 水 産 課 【 農 業 委 員 会 事 務 局 】	
		建 設 課	
1月30日	総 務 部	政 策 課	
		総 務 課 【 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 】	

6 監査結果

監査の結果、事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、全般的な意見としては次のとおりである。まず、酒気帯び運転防止に係る取組として酒気帯び確認記録簿を導入しているものの、一部部署において記入が徹底されていない状況が認められた。制度の目的を再確認の上、全庁的に記載を徹底し、記録簿の適正かつ確実な運用を図られたい。次に、補助金制度において繰越が継続している事例が見受けられた。制度の目的や予算執行の適正性の観点から、その要因を検証するとともに、見直し基準について改めて検討されたい。さらに、リスク管理の重要性に鑑み、管理職は担当課における会計処理の適正確保に向けた指導体制の強化を図られたい。加えて、基金の債券運用においては、金利上昇の影響により債券価格が下落傾向にあり、含み損が生じている状況が見受けられる。専門家の意見を参考にしながら、今後の運用方針については一部売却による対応も含め、市場金利の動向を十分に見極め適切な運用に努められたい。

また、別記において、個別的な指摘として、各部署に対し監査委員の意見を付すものである。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、通知は、監査結果を公表した日から起算して3か月を経過する日の属する月の月末までを目処に行われたい。

また、監査期間中に判明した軽微な指摘事項、改善事項等については、さぬき市監査基準第6条（指導的機能の発揮）により、適宜、口頭にて助言を行った。

今後も、法令等を遵守し、厳正かつ適正な経営に係る事務事業の実施に努められたい。

【監査結果の評価及区分の基準】 ※監査結果の取扱基準

区 分	基 準
勧 告	① これまでに複数回にわたって指摘事項となっている案件で、是正又は改善の措置や検討がされていないもの
	② 指摘事項に定める基準に該当し、特に監査委員が勧告する必要があると認めるもの
指 摘 事 項	① 法令等（法律、政令、省令、条例、規則、要綱、基準等）に違反しているもの
	② 予算の目的及び範囲に違反しているもの
	③ 著しく不経済又は非効率的執行となっているもの
	④ 著しく適正を欠くもので是正する必要があるもの
	⑤ すでに指摘事項、指導注意事項及び検討事項となっている案件で、是正又は改善の措置や検討がされていないもの
指 導 注 意 事 項	① 指摘事項のうち、軽微な誤謬等と見受けられるもの
	② 事務処理における軽度な誤り等で、直ちに補正すれば特段の支障がないもの
	③ 今後、是正又は改善の必要があるもの
	④ その他、適正を欠くもので特に注意を要すると認められるもの
検 討 事 項	① 今後、是正又は改善のための検討が必要と認められるもの
	② 特別な理由により、是正又は改善に長期間にわたって時間が必要と認められるもの
委 員 意 見	① 監査結果に基づき、意見を述べる必要があると認められるもの
	② 特に要望する必要があると認められるもの

令和7年度定期監査・行政監査結果

指摘又は意見等

監査年度	令和 7 年度	結果No.	1
監査結果の区分	指導注意事項 検討事項	対象組織	教育委員会生涯学習課
指摘・意見等の項目	準公金関係書類について		
指摘・意見等の内容	<p>支出伝票の確認において、実際出金すべき金額ではなく、レシートに記載された釣銭相当額を出金していた事例が認められた。また、所管課において報告を受けた際にも当該誤りに気づかず、適正と判断される決裁が行われていた。今後は、報告書類及び関係書類の内容確認を一層徹底するとともに、必要に応じて適切な指導・助言を行い、再発防止に努められたい。</p> <p>また、各伝票に係る事務決裁についても、決裁権者の設定が適切であるかを改めて検証し、責任体制を明確にした上で、適正な事務処理の確保に努められたい。</p>		

監査年度	令和 7 年度	結果No.	2
監査結果の区分	検討事項	対象組織	教育委員会学校教育課
指摘・意見等の項目	車両更新におけるリース方式の検討について		
指摘・意見等の内容	<p>運行ルートは利用児童・生徒数に応じ適切に見直されているが、将来的な児童・生徒数減少を踏まえ、車両更新時には費用対効果の観点からリース方式も選択肢として検討されたい。</p>		

監査年度	令和 7 年度	結果No.	3
監査結果の区分	検討事項	対象組織	市民部税務課債権管理室
指摘・意見等の項目	督促状発送に係る費用対効果の検証について		
指摘・意見等の内容	<p>督促状の発送については一定の徴収効果が見込まれる一方で、印刷費、郵送料、管理システム委託料等のコストを伴っている。財政負担及び事務効率の観点から、その効果を客観的に検証し、必要に応じて発送手法の見直しを含めた抜本的な再検討を図られたい。</p>		